

令和5年2月28日
＜問い合わせ先＞
住宅局市街地建築課
代表 03-5253-8111

安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（案）に関する
意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年12月23日（金）から令和5年1月21日（土）までの期間において、安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（案）に関する意見募集を行いました。本案について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件（案）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※57の個人・団体から合計88件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、重複した意見等を含め、内容を適宜要約しています。

※本告示案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

なお、本告示案と直接の関係がない意見等のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第34号）の内容に係る一部の意見等については、関連の深いものとして参考までに掲載を行っており、当該意見等については<参考掲載>と付記しております。

【「(1) 安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等は、…」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
柱で支えられた軒等や、柱及び屋根からなる自立した軒等については、今般の措置の対象となるのか。 <参考掲載>	今般の措置は建築物の部分に設けられる軒等を対象としたものであり、ご指摘のような柱で支えられた部分は対象としておりません。
建築物の一部に「工場又は倉庫」の用途がある建築物は、今般の措置の対象となるのか。<参考掲載>	当該建築物に設ける軒等が工場又は倉庫等の建築物の部分において専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設けるための軒等であれば対象となります。
今般の措置により合理化することとした建築面積の算定方法については、床面積の算定方法とは異なるものと考えてよいか。<参考掲載>	貴見のとおりです。 今般の措置は、建築物の建蔽率を算定する際の建築面積の算定に限定されたものです。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>今般の告示の新設により、平成 5 年建設省告示 1437 号「国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造」に変更はあるか。</p>	<p>変更はございません。</p>
<p>改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置に関する建蔽率の緩和と併せて今般の措置を適用してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

【「(1) ① 軒等の全部の端からその突き出た方向の…」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの水平距離」とあるのは、敷地が道路に面している場合であっても、「敷地境界線までの水平距離」と解してよいか。	貴見のとおりです。
「軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの水平距離」とあるのは、同一敷地内に他の建築物がある場合であっても、「敷地境界線までの水平距離」と解してよいか。	貴見のとおりです。
「突き出た方向」とは、どのような方向か。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号の解釈と同様、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平方向に突き出た方向となります。
軒等の突き出た方向とは異なる方向の水平距離については、当該規定において考慮する必要はないとしてよいか。	貴見のとおりです。
L字型平面の壁面(二辺の壁面)からそれぞれ突き出る軒等である場合、その両方向をもって「突き出た方向」としてよいか。	貴見のとおりです。両方ともに「突き出た方向」として検討する必要があります。
L字型平面の壁面(二辺の壁面)から突き出る軒等で平面形状がL字型のものである場合、その軒等の取り付く外壁面が切り替わる部分の軒等の角部分については、敷地境界線までの水平距離をどのように確認するのか明確にしていきたい。	運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。
当該規定について、具体的なイメージが困難であるため、図示等で明確化していきたい。	運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの離隔距離が水平距離5メートル未満の場合は、現行の規定どおり軒等の端から1メートル後退した線で囲まれた部分が建築面積の算定範囲である、という考え方でよろしいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの離隔距離が水平距離5メートル未満の場合、今般の措置は適用できないとのことだが、当該離隔距離に応じて軒等の端からの後退距離を定めるなどの考え方もあってよいのではないか。</p>	<p>当該離隔距離を水平距離5メートルとしていることについては、実空地面積の確保や避難経路確保、延焼防止などを目的として定めており、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1項第6号に規定する延焼のおそれのある部分の考え方などを参考に5メートルと規定しております。</p> <p>ご意見も踏まえつつ、物流倉庫に関する規制のあり方については今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>軒等の取付く外壁又は軒等の端とその敷地境界線が平行でない場合は、軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの水平距離のうち最小のものが5メートル以上であることを確認すればよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

【「(1) ② 軒等の全部の各部分の高さは、…」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「軒等の全部の各部分の高さ」とは、どのように算定するものか。	法第 56 条の規定に基づく建築物の各部分の高さの検討方法と同様に、軒等の全部の各部分の高さが、当該部分から当該軒等が突き出た方向の敷地境界線までの水平距離に相当する距離以下となることを確認していただくものです。
「軒等の全部の各部分の高さ」には、軒等を支える斜材等も含んだものとしてよいか。	貴見のとおりです。
「軒等の全部の各部分の高さ」は平均地盤面から測定した高さと考えてよいか。	貴見のとおりです。
「突き出た方向」とは、どのような方向か。【再掲(p.4)】	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 2 号の解釈と同様、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平方向に突き出た方向となります。
軒等の突き出た方向とは異なる方向の水平距離については、当該規定において考慮する必要はないとしてよいか。【再掲(p.4)】	貴見のとおりです。
L字型平面の壁面(二辺の壁面)からそれぞれ突き出る軒等である場合、その両方向をもって「突き出た方向」としてよいか。【再掲(p.4)】	貴見のとおりです。両方ともに「突き出た方向」として検討する必要があります。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>L字型平面の壁面(二辺の壁面)から突き出る軒等で平面形状がL字型のものである場合、その軒等の取り付く外壁面が切り替わる部分の軒等の角部分については、敷地境界線までの水平距離をどのように確認するのか明確にしていきたい。【再掲(p.4)】</p>	<p>運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。</p>
<p>当該規定について、具体的なイメージが困難であるため、図示等で明確化していただきたい。【再掲(p.4)】</p>	<p>運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。</p>

【「(1) ③ 軒等の全部が不燃材料で造られていること。」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
軒等の全部が不燃材料とは、どこまでの部材が不燃材料であることを想定していますか。	「軒等の全部が不燃材料で造られている」とは、延焼防止等の観点から軒等の構成材を不燃材料で造ることを想定しており、原則として梁材や下地材、屋根ふき材、軒等を支える斜材などが考えられます。
法第 22 条の規定に適合する、不燃材料でないものは、当該規定に適合しないものとしてよいか。	貴見のとおりです。

【「(1) ④ 軒等の全部の上部に上階を設けないこと。…」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>ただし書に規定されているものであれば、床面積及び階数の算定に算入される部分であっても当該規定に抵触しない、と解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。 ただし、空気調和設備の室外機その他これに類するものを設ける部分については、屋外となる部分を想定しておりますので、居室となり得るものは対象外です。</p>
<p>「室外機その他これに類するもの」とはどのようなものを含むのか。</p>	<p>例えば屋外に設ける給湯設備等、屋外に設ける建築設備を想定しています。</p>
<p>ここでいう軒等の全部の上部とは、軒等に接していない上部空間を指すものと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり、上部とは軒等そのものの上部空間も想定しており、例えば、ただし書に該当しないようなはね出し縁を設け、その部分を屋内的用途に供する場合等は、「軒等の全部の上部に上階を設けている」とことと解され、当該規定の基準に適合しないものとなります。</p>
<p>軒等の上部に「非常用の進入口に係る部分及び空気調和設備の室外機その他これらに類するものを設ける部分」に該当しないバルコニーを設ける場合、当該規定に適合しないと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>建築物から突き出た軒等の上部に、部分的に上階が設けられた場合、当該上階の部分を除いた範囲において今般の措置の対象となる軒等と解してよいか。</p>	<p>部分的に上階が設けられた場合、その直下の軒等の全部が今般の措置の対象外となります。</p>

【「(1) ⑤ ①から④に定める基準に適合する軒等の全部又はその一部のうち、…」に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>緩和措置の上限となる水平投影面積の算定の計算方法について、「敷地面積に建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条の規定による建蔽率の最高限度の数値及び10分の1を乗じて得た面積以下とすること。」とされているが、本案では加法と乗法の別が不明瞭なため、規定を明確化していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該部分の規定については「敷地面積(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十三条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、敷地面積に当該最高限度を乗じて得た面積)に十分の一を乗じて得た面積以下とすること。」と修正いたしました。</p>
<p>「敷地面積に…建蔽率の最高限度の数値及び10分の1を乗じて得た面積以下とすること。」とあるが、軒等が同一敷地内に複数ある場合などに、建蔽率の算定の基礎となる建築面積に不算入となる軒等の部分が5メートルに満たないことが想定されるため、当該基準を改めて欲しい。</p>	<p>当該基準は、一定の実空地面積の確保を目的に設けたものであり、敷地単位が狭小な地域の場合や、建蔽率を厳しく制限している地域ほど、市街地環境が保全されるように設定された基準であります。</p> <p>そのため、当該基準を改める際は、ご指摘のような場合においてどのように市街地環境を保全できるのか、といった点について、実例を踏まえた検討が必要と考えています。ご意見も踏まえつつ、物流倉庫に関する規制のあり方については今後の検討課題とさせていただきます。</p>

【「(2) 軒等の端からの後退距離は、水平距離5メートルとする。」に関するご意見（第二関係）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「軒等の端からの後退距離」については、突き出た方向からのみ後退するものとしてよいか。	貴見のとおりです。